

第 26 章 アジア金融資本市場とわが国市場の発展に関する共同研究

我が国とアジア諸国の経済的な相互依存性が高まる中で、アジアの金融資本市場の健全な発展は、わが国を含めたアジア経済の安定的な成長にとって不可欠であり、アジアの金融拠点としてわが国金融資本市場・金融機関がより大きな役割を果たしていくことが求められている。このような認識のもと、平成 17 年 3 月 29 日に金融庁が公表した「金融改革プログラム『工程表』」に基づいて、金融庁は、総務企画局総務課国際室を事務局として、財務省国際局と日本銀行国際局の協力を得て共同研究会を設置した。さらに、平成 18 年 1 月に、有識者を含めた懇談会を設置し、同懇談会における議論やヒアリング調査等から、共同研究会として把握したアジア金融資本市場及びわが国市場の実態及び、今後の課題についての論点を整理し、同年 6 月に公表した。（資料 26 - 1 参照）

同論点整理に取りまとめられた主な論点は次のとおりであり、今後の行政運営の参考として利用される。

- ・ アジア通貨危機からの回復以降、アジアはその成長性を背景に金融サービス市場としての重要性を増し、欧米系金融機関のプレゼンスの拡大、各国の経済成長および中間層の増加等を背景としたリテール向け金融サービス市場の拡大、などの変化を遂げつつある。
- ・ わが国金融機関は、アジア通貨危機や国内の不良債権問題等を受けての海外業務の縮小・撤退傾向から転じ、アジア市場への再展開を進めつつあり、今後ともアジアにおける日系企業の展開の広がりや深度を活かし、これら企業の多様化する金融サービスニーズに対応しうる業務を充実することで、一定の収益を確保していくものと考えられる。また、わが国金融機関の非日系企業との取引関係の構築においては、商品開発・提案力の向上や、地場の情報収集等において優位性が高いローカルスタッフの活用など事業態勢の現地化について検討していく必要性等について指摘があった。
- ・ アジア金融資本市場の発展に向けての当局の対応としては、金融機関の適正な検査・監督に向けた当局間の連携強化、金融サービス規制緩和に向けた交渉、金融インフラ整備およびこれら諸制度の実効性確保にかかる技術支援などが重要である。
- ・ 他方、地域金融協力（アジア債券市場イニシアティブ）の観点からは、域内の市場は、発行体・投資家双方の厚みを増す必要性、国債市場と比較して未発達な社債市場の育成、市場ルールの明確化、情報開示・格付等の市場インフラの更なる整備といった共通の課題を引き続き抱えており、今後も官民一体となって取組みを進めていく必要がある。
- ・ わが国市場にかかる制約は金融ビッグバンによる規制緩和によりほぼ取り除かれたものの、近年の日本経済の停滞に伴う取引低迷などから、国際化は必ずしも十分に進展していない。今後、わが国の金融資本市場が、豊富な金融資産を背景にアジア諸

国の資金調達市場として重要な役割を果たしていくためには、外国企業の上場の促進、JDR(日本版預託証券)の活用や市場の利便性を一層高める方策や、クロスボーダーの円建てシンジケートローン市場の発展とそのための取組みについて検討する必要がある。